

指名停止措置一覧表

No.	措置年月日	商号又は名称	所在地	指名停止の期間	月数	指名停止の理由
1	令和8年1月26日	株式会社 トーニチコンサルタント	東京都渋谷区本町一丁目13番3号	令和8年1月26日～令和8年4月25日	3	滋賀県を含む特定地方公共団体等が発注する特定跨線橋点検等業務において、遅くとも令和3年2月19日以降、他の事業者と共同し受注予定者が受注できるよう協力する旨の合意をしていた。これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条（不当な取引の制限の禁止）の規定に違反するとして令和7年12月19日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。